

(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクト  
に係る事前配慮書手続について

平成29年7月

神戸市環境局



## (仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る事前配慮書手続について

### 1 事業の概要

- (1) 事業者：アイリスパートナーズ株式会社
- (2) 位置：神戸市北区有野町有野字岡場1977番1 他
- (3) 種類：宅地の造成
- (4) 規模：開発区域面積 19.61ha
- (5) 事業区分：市アセス条例に基づく第2類事業（要件：宅地造成に係る土地の面積が20ha未満であり、自然地の改変面積が5ha以上であるもの）
- (6) 当地区における都市計画：平成16年に地区計画\*が決定されている。

※それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために必要な事項を定める「地区単位の都市計画」



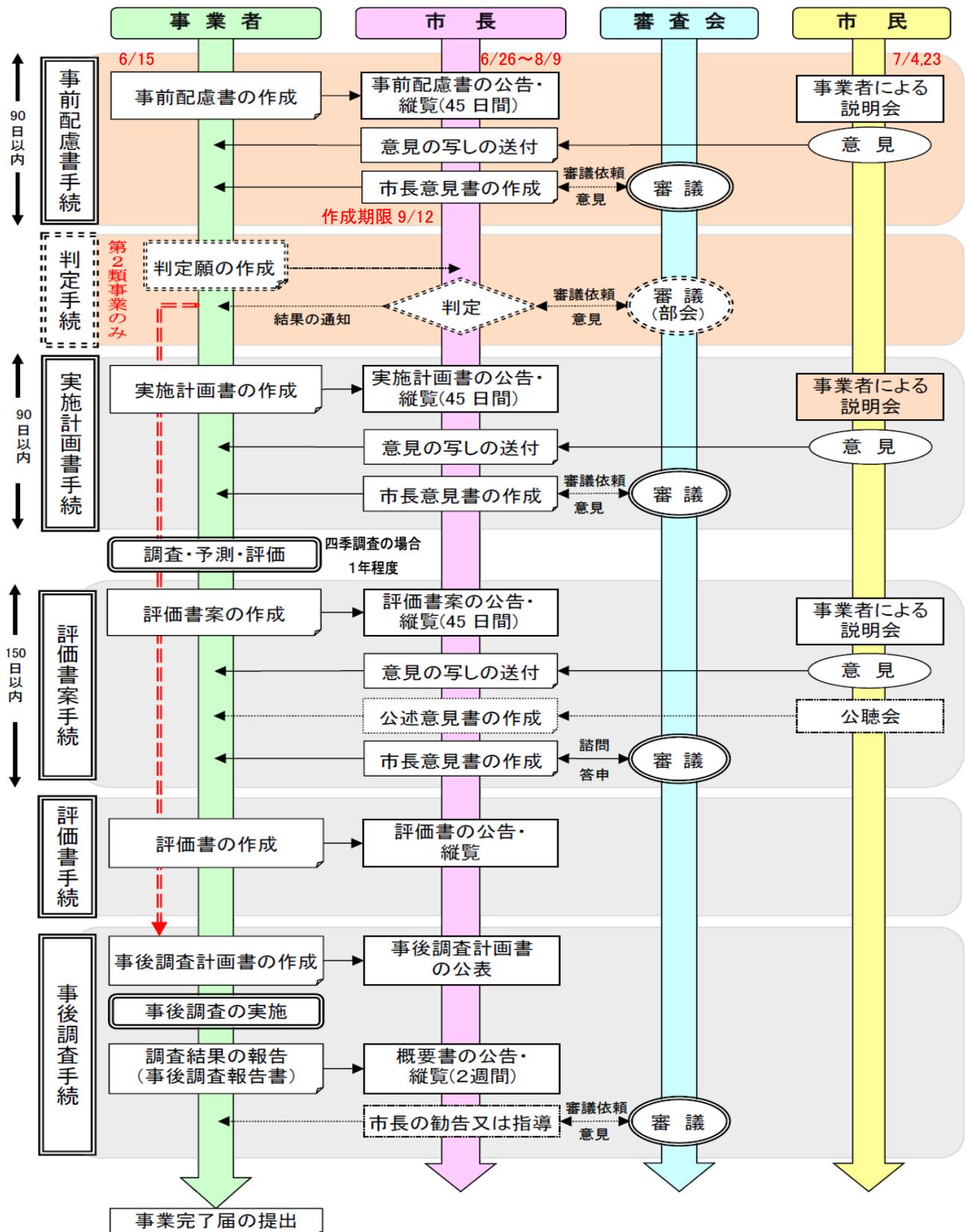
### 2 事前配慮書手続の進捗状況

	事業者	神戸市
事前配慮書の提出	平成29年6月15日	
事前配慮書の縦覧及び意見募集		平成29年6月26日～平成29年8月9日 (45日間) 神戸市本庁舎、北区役所、北神支所、西宮市本庁舎*、西宮市山口支所* (縦覧者3名、意見0通：7/12現在)
住民説明会の開催	平成29年7月4日(火) (参加者10名) 平成29年7月23日(日) (北区有野町 JA 六甲本店 大ホール)	
事前配慮書に対する西宮市からの意見の提出期限*		平成29年8月25日
市長意見の作成期限		平成29年9月12日 (事前配慮書受理日から90日以内)

※本事業は、西宮市と隣接する区域において実施されることから、条例第40条に基づき西宮市と協議した結果、西宮市山口支所管轄地域を関係地域（事業の実施により環境に影響が及ぶおそれがある地域）として定め、西宮市内でも事前配慮書の縦覧を行うとともに、市長意見作成にあたって事前配慮書に係る西宮市の意見を聴取することとした。

# 環境影響評価手続の流れ 概要

は平成 25 年 10 月 1 日より追加



<参考：事前配慮書手続について>

事業者が事業計画の立案段階において、既存文献調査等により事業実施想定区域内の環境を把握し、重視すべき環境要素（大気質、水質等）に関する複数案ごとの予測・評価、比較検討を行うことによって、重大な環境影響の回避・低減を図るもの。